第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項L－ヒドロキシプロリンの目の次に次の一目を加える。

ピペリジン

Piperidine

$C_5H_{11}N$　　分子量　85.15

Piperidine　[110－89－4]

含　量　本品は，ピペリジン（$C_5H_{11}N$）98.0%以上を含む。

性　状　本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　(1)　屈折率　n_D^{20}=1.450～1.454

(2)　比重　d_{25}^{25}=0.858～0.862

定　量　法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項ピロ亜硫酸ナトリウムの目の次に次の一目を加える。

ピロリジン

Pyrrolidine

C_4H_9N　　分子量　71.12

Pyrrolidine　[123－75－1]

含　量　本品は，ピロリジン（C_4H_9N）95.0%以上を含む。

性　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　(1)　屈折率　n_D^{20}=1.440～1.446

(2)　比重　d_{25}^{25}=0.853～0.863

定　量　法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし，カラムは，内径0.25～0.53mm，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを0.25～1μmの厚さで被覆したものを使用する。

第2添加物の部F使用基準の項ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタールの目の次に次の一目を加える。

ピペリジン

ピペリジンは，着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項ピロ亜硫酸ナトリウムの目の次に次の一目を加える。

ピロリジン

ピロリジンは，着香の目的以外に使用してはならない。

○農林水産省告示第二千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷六九九の八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町下分字拝府一二〇の一、一二〇の二、一四二、一四三、一四四の一、一四四の二、一五一の一、一五一の二、一五一の一の一、一五一の一の二、一五二、一五四の一から一五四の三まで、一五五、一五六の一、一五六の二、一五七の一、一五七の二、一五八、一五九、一六〇の二、一六七の三、一七四の一、一七四の二、一七五、一七七、一七八、一八一から一八三まで、一九二、一九三、一九三の二、一九七の一、二〇三、二〇四、二〇五の一、二〇九から二一四まで、二一六の一、二一六の二、二二〇、二二三の一、二二三の五、二二九の一、二二九の二、二三一から二三三まで、二三五、二三六、二三七の一、二三七の二、二三八から二四〇まで、二四三から二四七まで、二五〇から二五四まで、二五四の一、二五五、二五六、二五八から二六八まで、二七〇から二八二まで、二八四から三〇一まで、阿波市阿波町引地九八の二、九八の五、九八の一八、九九の二、土成町宮川内字見坂二六五の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町内山字なまめ三一から三三まで、三好市西祖谷山村小祖谷五一五の一、五一五の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県倉吉市立見字宮ノ平ル三三三の一、大立字大亀谷一一五〇の四、一一五〇の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備